

平成 27 年度 第 2 回静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会 会議録

- 1 日 時 平成 28 年 1 月 29 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
- 2 場 所 駿河区役所 3 階 大会議室 1・2
(静岡市駿河区南八幡町 10-40)
- 3 出席者
(委 員) 大塚玲委員 (委員長)、森山明夫委員、小林繁一委員、大橋敬子委員、小長谷忠委員、稲葉明美委員、柴山綾委員、田形昌子委員、木原清孝委員、中根辰也委員、那須利久委員、大澤恭史委員、杉山祐子委員、長谷川泰道委員

(事務局) 松永保健福祉局次長、田形参与兼障害者福祉課長、白鳥地域リハビリテーション推進センター所長、安藤健康づくり推進課長、深澤参与兼子ども未来課長、糠谷参与兼こども園課長、伊藤参与兼子ども家庭課長、杉山商業労政課雇用労働政策担当課長、
障害者福祉課 渡邊主幹兼係長、一柳主査
静岡市発達障害者支援センター所長 前田卿子 氏、稲葉主任支援員
- 4 欠席者
(委 員) 大石真理子委員

(事務局) 原田精神保健福祉課長、内山参与兼児童相談所長、小林学校教育課長、静岡市発達障害者支援センター山川支援員
- 5 報 告 (1) 平成 27 年度事業報告
- 6 議 題 (1) 「(仮) 静岡市発達支援のための基本指針」について
- 7 傍 聴 者 一般傍聴者 0 人
報道機関 0 社
- 8 会議内容

開 会

(午後2時 開会)

(司会)

それでは定刻となりましたので、これより「平成27年度 第2回 静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会」を開会いたします。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます障害者福祉課 地域生活支援係の森下と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認と本日の日程について説明させていただきます。

なお、事前送付させていただきました資料につきまして、修正がありましたので、本日改めて配付させていただきましたのでご了承ください。

①次第

こちらは、事前送付のものと差替えをお願いします。

②座席表

③静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会設置要綱

④委員名簿及び事務局名簿

事前送付のものをご使用ください。

会議資料につきましては、本日配付させていただきました次の資料をご使用し、ご審議をお願いいたします。

⑤資料1 平成27年度事業報告（静岡市）

⑥資料2 平成27年度事業報告（静岡市発達障害者支援センター）

⑦資料3 （仮）静岡市発達支援のための基本指針

⑧資料3-1 ライフステージごとの支援 1 乳幼児期（主な事業）

⑨資料3-2 ライフステージごとの支援 1 乳幼児期

以上の9点がございます。

資料等の不足がございましたら、事務局職員までお申し付けください。

次に、本日の日程でございますが、次第に記載のとおり、1件の報告事項及び1件の議題がございます。

所要時間は、午後4時までの2時間を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、欠席委員のご報告をさせていただきます。

社会福祉法人 静岡こぼと福祉会 こぼと保育園 園長 大石真理子様におかれましては、所用のため欠席されております。

【議事・会議の成立確認】

議事に入ります前に、ここで会議の成立についてご報告をさせていただきます。

委員会の開催にあたりましては、静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会設置要綱第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となっております。

本日の出席委員は定数15名のうち、14名で、過半数を超えておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、これより先の議事につきましては、委員会設置要綱第4第3項に基づき、委員長に議長として進行をお願いしたいと思います。

大塚委員長、よろしくお願いいたします。

【2 報告（1）平成27年度事業報告】

（大塚委員長）

それでは、次第2の報告に入ります。

まず初めに、平成27年度事業報告につきまして、事務局及び静岡市発達障害者支援センター「きらり」より説明をいただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

（障害者福祉課 渡邊主幹兼係長）

— 資料1の説明 —

（静岡市発達障害者支援センター「きらり」前田所長）

発達障害者支援センターの所長の前田から、27年度のきらりの活動報告をさせていただきます。

資料2をご覧ください。資料2の3ページに平成27年度相談支援実績、4月から12月までの8か月の数を書いてあります。相談支援は実支援人数が498人、延べ598件。発達支援は実支援人数371人、延べ892件。就労支援は実支援人数77人、延べ109件です。年齢層は7～12歳が最も多く、37%、次いで4～6歳の相談が23%。成人期が20%です。

開設からは、相談支援は実支援人数4,742人、延べ6,528件。発達支援は実支援人数3,452人、延べ9,839件。就労支援は実支援人数386人、延べ803件になります。

2の園や学校への訪問支援について、資料2の3ページをご覧ください。

園や学校への訪問支援はa、bの2種類があります。aは個別のケースの訪問支援、bは人材育成を主にした支援体制サポート強化事業での訪問です。

aの個別のケースにおける訪問支援は、公立こども園10ヶ園で延べ21回、私立こども園は1ヶ園で延べ3回、私立幼稚園8ヶ園で延べ25回、私立保育園4ヶ園で延べ8回、公立小学校21校で延べ74回、公立中学校2校で延べ7回において訪問支援をしました。bの支援体制サポート強化事業は今年度も地域ブロックごとの園・学校・地域の繋がりを強化する取組みをしています。具体的には公立こども園を10ブロックに分け、1ヶ園だけではなく周辺の保育園、幼稚園からも参加していただき、支援を共有することができました。公立こども園10ヶ園、10ブロック、私立保育園8ヶ園、私立幼稚園4ヶ園、小学校5校、中学校5校、放課後等児童デイサービス1ヶ所に訪問支援を実施しました。各箇所、年間4回シリーズで訪問支援を実施しました。

続いて4ページをご覧ください。3 ペアレントメンター事業でございます。今年度も研修会を実施し、ペアレントメンターを養成してきました。平成22年度から26年度までで、28名に修了書発行をしました。今年度は新たに10名前後の修了書を発行予定です。今年度よりペアレントメンターの活動の場所として、先程、市の方から提出した資料1の3ページ、4(3)のペアレントメンター活動状況をご覧ください。

親子教室を3ヶ所で行っております。特別支援教育センターの幼児言語教室の待ちの方を対象にしたもの、静岡中央子育て支援センターでの2歳、3歳の子ども達、1歳、2歳のグループの子ども達になりました。清水地区に於いても今年度初めて、1歳、2歳の子ども達を対象に、清水石川コミュニティーセンターで実施しました。また、医療福祉センターの中で月1回親講座を開設し、お母さん達の支援を行いました。

ペアレントメンターの親御さん達で立ち上げているおしゃべり会「ほっこりカフェ」というものを行っております。認定こども園の「子育てサロン」で相談会を実施しました。年1回、医療福祉センターで、「先輩お母さんの体験談」というものを行っております。「ストレスマネジメント講座」というのは、ペアレンメンターと地域サポーターを同時に養成する講座ですが、「ストレスマネジメント講座」のインストラクターとして、ペアレントメンターに活動してもらいました。次に資料2の2ページの4、成人期の支援をご覧ください。

平成27年度の支援実績として、就労支援は実施人数77人、延べ109件です。就労支援というのは成人期支援全体のことを言っております。

相談者の方は、職業的挫折を理由に様々な葛藤や不安をかかえています。「きらり」では、まずはご本人と家族を支え、今ある資源の中で、「発達障害」に関する理解を深め、現在ある制度や福祉サービスを用いて就労関係機関と連携し、事例を積み重ねています。

相談についてはニーズを整理し、次のような資源等に繋いでいます。

生活支援が必要な方には、「地域活動支援センター」、ひきこもりの方には、「ひきこもり地域支援センター」と連携をしています。医療機関での相談を希望する方（人との違いについて、ひきこもりやうつなど）には医療機関を紹介しております。仕事に対する相談の方には、一般雇用か、障害者雇用を希望するかを聞き、「ハローワーク」や「障害者職業センター」、「障害者就業・生活支援センター」、「就労移行支援事

業所A、B」と連携をしております。福祉サービスの利用を希望されている方には、精神手帳、療育手帳、年金や生活保護などについて、相談別に関係機関と連携をしております。また、成人期の二次障害、三次障害の方々には医療機関や、精神保健センターの精神保健福祉士との連携が必要と思われます。以下、発達障害者支援センターの支援における関係施設・関係機関等について、記載しました。

最後に、資料2の5ページをご覧ください。静岡市発達障害者支援センター「きらり」は開設から8年と3か月となります。8年3か月経った現在、今後の課題について考えてみました。

乳幼児期の課題です。早期発見・早期療育の必要性が高まっている中、静岡市でも1歳6か月児健康診査や3歳児健診、発達支援健診、総合発達相談などで早期支援が進んでいます。早期に発見され療育及び療育前の支援が必要とされる子どもへの支援場所がとても少ないのが現状です。また、身近で軽度の発達の気になる子への支援、パステルゾーンの子への支援について、相談ができる場所も限られています。身近な認定こども園に併設された子育て支援センターやあそび・子育ておしゃべりサロンなど、身近な所で参加できるようなシステムづくりが必要と考えます。

療育前の支援とは、診断される前、療育機関に繋がる前、又は待機時間が長いので、待機児の支援のことを呼んでいます。パステルゾーンの子への支援とは、まだ診断をされていない、けどちょっと気になる子への支援のことをいいます。

浜松市の場合には、1歳6か月健診では33%の子ども達が、子育てたんぼひろばというところで、園に行っていない400名が5か月間、週2回の親子教室の支援を受けています。その中で、療育機関に繋がる子、あるいは園に入っていく子はいいが、何となくこのまま終了してしまうのでは気になる、ちょっと気になるパステルゾーンの子ども達に対しては、公立保育園の子育て支援センター市内7カ所を使って、約100名の子ども達が親子教室の参加を続けています。療育前、パステルゾーンの子の早期支援の場所が、静岡市には不足していると感じています。

成人期の課題についてです。

発達障害者支援センターへの成人期の相談は、全国平均で50%を超えています。「きらり」でも年々増えておりまして、成人期の相談は平成26年度で15%前後、平成27年度では20%と増加しています。しかし、静岡市内には成人の発達障害支援を専門とする医療、福祉機関が少なく、重層的に支援をするネットワークづくりが課題と考えています。医療機関も含め、成人期支援への枠組みの構築が急務と思われます。現在は、既存の三障害の福祉機関や事業所にケースを通して、ケース支援会議を開いたり、事業所の支援スタッフへの研修会を積み上げています。医療機関へは、ケースを通して繋ぐ中でケース会議や情報共有を行っています。成人期支援に関する様々な協議会や会議に出席し、発達障害者支援の理解と地域連携が進むように検討会を積み重ねています。また、自閉症協会、育成会、きんもくせいの会などの親の会団体と協力して当事者グループ活動を応援していきたいと考えています。

以上、「きらり」からの報告をさせていただきました。

(大塚委員長)

ただいまの説明につきまして、何か質問・意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(柴山委員)

ペアレントメンター代表ということで、ちょっと気になる子を育てている親の代表としてきました柴山と申します。前田先生のお話で、浜松のお話がありましたが、地元、地域の資源を使って、継続的に親子教室をやっている事は、いいと思いました。

ペアレントメンターが今回親子教室をお手伝いしているというのがありますが、短期間で終わってしまい、関わった子たちがその後どうしているかなという心配がありまして、良くなってきたかなというところで、教室が終わるので、そこがもったいなという事と、ちょっと別の研修会に出てきたのですが、専門機関だけではなく、地域で生きていく子供たちが地域でフォロー、ケアしてもらえるシステムがあればというところで、そこでまた保育園で繋がっていってもらえるのはとても理想的だと思います。また、センターをつくるのではなく、近くの保育園で気軽に相談できる状況があり、そこで地域の人達と関わりながら、過ごしていき、一緒に育てていくという、親としても障がい児だからとか、そういう事ではなく本当に地域で生きていくということで、受け入れやすいのではないのかなと思います。色々な面での話を聞いてそういう形で進んでいけばいいなと思いました。

(大塚委員長)

ありがとうございました。今のご意見は、特に質問ということではなく、この後の議事のところでまた関係するので、そちらでまたご意見をいただければと思います。

他にご意見・ご質問がありましたらお願いします。

(小林委員)

資料2の5ページの成人期の課題で、発達障害者支援センターへの成人期の相談件数は全国平均で50%を超えているというのは、成人期の相談者が相談者の50%を超えているということでしょうか。発達障害者支援センターへは大人になってからの方がむしろどんどん増えているというのは、小さい子に対する支援が結構進んできて大人になってどうしたらいいのかという問題の方が、相対的に大きくなってきているということなのではないでしょうか。

(前田所長)

静岡市においては、政令指定都市なので、発達障害者支援センターがあって、そこで早期支援の相談支援をやっておりますが、市町村単位で発達障害者支援センターを持っておりませんので、そこは療育機関ですよね、「いこいの家」のような児童発達障害者支援センターが私たちが今行っているような、相談支援や発達支援を発達障害者支援センターがない地域ではやっておりますので、そういうところが多いという事

です。ですから、いこいの家のようなところが、相談支援や発達支援、巡回相談をするというのが、全国的にも行われているということです。県域での発達障害者支援センターが多いので、市町村単位の療育機関、発達障害者支援センター、「いこいの家」のようなところが、相談発達支援を行っているところが、多くなっているのです、そういった市町村においては、成人期が多くなるという事だと思います。

(小林委員)

ちょっとイメージがつかみにくいのですが、行政的にどこに力をいれていくことになるのかと関係しているかと思いますが、静岡市発達障害者支援センターでは15パーセント前後だということと、全国で50%だということと、どうでしょうかね。発達障害者支援センターというのはもともとは、福祉施設に併設みたいな形でつくろうというのが多かったと思うのですが、それぞれの性質の違ったものが今あるということでしょうか。

(障害者福祉課長)

障害者福祉課の田形でございます。私の想像も入ってしまうかもしれませんが、先程前田先生のご回答にありましてとおり、当市は指定都市ということで、静岡市発達障害者支援センター「きらり」を設置しておりますが、全国的にみると設置している市町村の方が少ないという結果になるかと思えます。そういった中で、障がい者の施策の中に相談支援事業という事業がございます、静岡市内11カ所、そういった事業所がきらりとは別にございます。おそらくこの50%というのは、障がい者全体の、様々な障がいをお持ちの方からの相談の中で、発達障がいの方からの相談が50%を超えるのではないかというふうに想像しております。一方で静岡市の数字は、あくまでも発達障害者支援センター「きらり」としての数字の割合になってきますので、きらりの活動が乳幼児期の比重が多くなっていることの表れなのかなと想像しております。

(田形委員)

静岡市静岡手をつなぐ育成会の田形でございます。ここに書いてあることがよくわからなくて。50%とか15%というパーセントというのは何を100%とした時の割合ですか。全体の、幼児から年寄りまでを合わせての成人期が15%ということなのか、それとも全国平均を50%としたときの15%ということなのか。

(前田所長)

一年間の成人相談件数全部を100%としたときに静岡市発達障害者支援センター「きらり」においては、成人期の相談は15%ですということです。

(田形委員)

全部を対象としたときの成人期ということですか。利用者を100%としたときの

15%ということですね。わかりました。

(大塚委員長)

この件についてはよろしいですか。

(木原委員)

今の50%で。私の持っている資料で、静岡県が発達障がい者の成人期の支援事業の平成26年度の事業がありまして、その報告の中に発達障害者支援センターの成人期からの新規相談件数の増加というのが出ておりまして、平成25年は新規相談の件数が1,215件で、そのうち成人期からの相談が623件で51.3%と、ですから新規相談で県の政令市を除いた本所に来ている割合で、成人期の新規の相談が50%に増えて、非常に多くなっている。平成20年度は17.7%しかなかったが、割合として、増えています。そしてその中では発達障がい者は認知されているということ、センターの周知がかなり生きてると成人期が多くなっているという簡単な理由づけをしているのではないのでしょうか。

(大塚委員長)

ありがとうございました。

このことについては、成人を専門としている専門機関は少なく、支援するネットワークづくりが課題だという事を前田先生は主張されたかったのかなと思いますが、今後成人期の支援という事が、この会で度々上がっていますので、このことについて、静岡市でも検討してもらいたいという事だと思います。

では、他にご意見・ご質問がございましたらお願いします。

ないようでしたら、議事にはいりたいと思います。

【3(1)(仮)静岡市発達障害支援のための基本指針について】

(大塚委員長)

まず初めに、(1)「(仮)静岡市発達支援のための基本指針」につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

(障害者福祉課 渡邊主幹兼係長)

— 資料3の説明 —

(大塚委員長)

ありがとうございました。

発達障がい支援のための指針について説明いただきましたが、まず主に乳幼児期の支援についてですが、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(那須委員)

大変多くの制度が、まさにライフステージごとのということ、資料3の資料をみても、多くのものがあるんだなという印象を持ちますが、全体の枠組みがわかっていないので、こんな質問になってしまいますが、これを繋ぐ役割の人はどうなっているのかなと、横から串を刺すというイメージが少しこれではわからなかったのも、非常に素朴な質問で恐縮ですけれども、コーディネーターさんが多分いらっしゃるのかなと思いますが、詳しく教えていただければ、助かります。よろしく願いいたします。

(障害者福祉課 渡邊主幹兼係長)

障害者福祉課の渡邊です。

資料3の一番下のところ、横の連携といたしまして、この発達障害者支援体制整備検討委員会と特別支援連携協議会、ほかにここに記載のない関係機関というものもありますので、具体的にはその会議の中でテーマを決めて、このところはこうしているのかとか、このところを話し合うとか、こういうところを繋ぎの場として考えております。

(那須委員)

ありがとうございます。実は就労支援でも、同じようなことがたくさんあります。

職業センターはこんなことをやっている、中ぽつ(障害者就業・生活支援センター)はこんなことをやっている、色々なメニューを掲げながら、どう繋いでいくかということが、少し足りないと思っています。看板はかけるけれども、利用者の側からみるとどういうふうに繋がるのかピンとこないということがあります。先ほどの説明で横の連携の仕組みの方はよくわかりましたが、私たちも利用者から言われるのは、この人に聞けば全部繋いでくれるという人材がつかれていないので、四苦八苦しています。子供のお父さん、お母さんは、子育ての経験も少ないので、結局ママ友などから情報を得るというパターンをよく聞きます。他の就労支援もそうかなと思いますが、そういった旗印になる方がいると、こういう制度もより活用が高まるのかなと思います。就労支援の反省点も踏まえてお話しさせていただきました。

(障害者福祉課 渡邊主幹兼係長)

補足させていただきます。

先ほど体制の事かと思ってお話ししましたが、気軽に相談できる場所とは、繋ぐ場所かなと思いき、例えばこども園における「子育てサロン」に専門家の方がいて、発達が気になる子の相談に応じたり、専門家がそれぞれのケースに寄り添い、気になる子を次に繋げていくという形になっております。

(小林委員)

資料3-1の児童発達支援事業所とは、具体的にどういうところで、数とか、制度を説明してください。

(障害者福祉課長)

児童発達支援は、児童福祉法に基づく障がいのある子の就学前の通所施設になります。現在市内に11か所または12か所あり、定員ベースは、110人程です。代表的なところでは、今日委員としてご出席いただいている大橋先生の「いこいの家」があります。小学校就学前の子ども、障がいを持っている子どもが通所する場所で、療育等の支援を受けられるところです。

(小林委員)

規模は様々だと思いますが、「いこいの家」と同じような児童発達支援事業所が静岡市内に12か所くらいあるということですか。

(障害者福祉課長)

はい、そうです。ただし、最大の施設が「いこいの家」で、小さなところは定員5人程です。小さな規模でやっているところも併せて、全体で110人程度の定員となります。

(小林委員)

それは、療育機関の位置づけになりますか？

(障害者福祉課長)

児童福祉法に基づく療育機関ということになります。

(小林委員)

それは普通の家から通園するところですか。「いこいの家」にはご家族で通園という形をとりますが、それと同じようなものが、実はこんなにたくさんあったということですか。

(障害者福祉課長)

基本的な考え方としては「いこいの家」は毎日通うということが前提となっておりますが、制度上の設計としては、例えば、保育所に通いながら週に1回とか2回とかの割合で療育を受けるという使い方もできます。

(小林委員)

ありがとうございました。

(大塚委員長)

大橋委員何か補足することがあればお願いします。

(大橋委員)

「いこいの家」は、単独で50名の定員で、月曜日から金曜日まで通園します。この12か所ある児童発達支援は最大10名位までの子どもが通ってきますが、今の傾向を見ると「いこいの家」に入る前の1歳6か月健診で気になった子が、2歳くらいで通ってくる傾向が強くて、今の静岡市内はそんな感じです。低年齢層の子育てが大変だという子どもを児童発達として見ていただいています。規模は本当に様々ですが、肢体不自由な医療的ケアが必要な子どもでも「活き生きネットワーク」では、一日3人の定員で、うちと同じように通えるとか、小さな規模ですが、土日もあるところがあるので、働くお母さんは「いこいの家」に月から金まで通い、土日はそちらの児童発達支援事業所を利用していることもあります。それは市の障害福祉サービスの受給者証で利用されています。「いこいの家」は発達が気になるお子さんたちが、入園前に診断、障害福祉サービスの受給者証をもとに利用できる保育園とっていいと思います。

(大塚委員長)

ありがとうございました。他に、ご意見はございますでしょうか。

(長谷川委員)

ライフステージごとの支援の表の中で、巡回相談のところに、括弧書きで、静岡医療福祉センター、静岡大学とあります。「きらり」でも巡回相談をやっていますが、こちらとの違いや、どういう方々が利用しているのかを教えてください。

(こども園課長)

巡回相談については、大学の先生が、状況把握のため、実際に園で子どもの様子を見ていただき、保育園の先生方へ助言をいただく形で行っています。

(長谷川委員)

園単独で見ていただきたい要望があった時の窓口はどこになりますか。要望があれば利用できるのか、それともより専門的な支援が必要な子どものみ、依頼できるのでしょうか。

(こども園課長)

程度についてはわかりませんが、希望を園から募り、調整をしたうえで、伺うようになっております。

(長谷川委員)

「きらり」との違いとは何ですか。

(発達障害者支援センター)

きらりの支援員の稲葉です。

「きらり」の方は巡回相談という名称ではなく、先ほど訪問のところで説明しました「支援体制サポート強化事業」の中での訪問支援となります。園を訪問し、園内での体制づくりや、園のスタッフのスキルアップのために行っている事業となります。

(前田所長)

静岡医療福祉センターでは、地域等支援事業（障害児等療育支援事業）で、同じような内容の事を行っています。公立こども園を中心にその近隣の園の先生方にも声がけをして、巡回相談の時に、保育士さんの相談や、親御さんの相談を行っています。

(長谷川委員)

対象が違ってくるのですか。公立こども園の方だけが利用できるのか、それとも、一般に相談してもよろしいのか。

(前田所長)

発達が気になる子どもであれば、相談できます。あるいは親御さんが何か悩み事があり、相談があれば相談にのったりとか、そういうことでも利用できます。

(長谷川委員)

利用するには、担当の機関に連絡すればいいのですね。

(前田所長)

地域等支援事業（障害児等療育支援事業）は障害福祉課ですし、こども園での相談はこども園課です。

(長谷川委員)

担当課を通してということですね。

(前田所長)

私立幼稚園では、幼稚園協会からになると思います。

(長谷川委員)

わかりました。

(大塚委員長)

今の議論を聞いていると、先程的那須委員のご質問にもあるように、静岡市で色々な事業が、色々なところで、その目的に応じて、多種用意されていますが、どこに聞けばいいのか、まだ十分周知されていないという印象を受けました。長谷川委員が今、巡回相談の質問をされたのも、園長をされていて、認定こども園のサービスのことを

質問されるということは、やはり周知が十分されていない印象を受けます。対象が公立幼稚園だけなのか、私立なのか、また「きらり」さんでの巡回相談ではなく、静岡大学の巡回は、どうなのか、園長先生がそれをご存じないというのは、それぞれの課で目的をもって事業を実施しているので難しいとは思いますが、せっかく事業があるのに十分周知されていない、どこに相談すればいいのかわからない、そういう印象を持っています。何か関係しているご質問、ご意見があればお願いします。

(柴山委員)

お母さん達にとって、やはり窓口がどこなのか、わかりづらいかなどは思います。

例えば、幼稚園でうまくいかず悩んでいた時、どこへ相談に行ってもいいのかわからない、けれど、自分の子を障がい者という目では見たくないという時に、幼稚園に関わっている部署に相談に行くとします、そういう時、市役所の中では、部署間での連携というのはできているのでしょうか？

(障害福祉課長)

おそらく連携というのは相談の内容によって、先ほどのように場所が違ってきますが、一般論のお答えであれば、私のところは障がいの関係をやっていますが、福祉事務所に家庭児童相談室というところがあるので、まずはそういうところでの一般相談になるのではないかと思います。その内容が障がいで発達障がいというところまで絞れていれば、「きらり」さんへなど、窓口が一本化できないというような説明を今していますが、そのような形になっているので、相談内容によって、もしかしたら家庭児童相談室へ行ってもこちらに繋がります、ということになるかもしれません。

(田形委員)

怖いのは、たらい回しにされることです。たらい回しといういい方は悪いのですが、お母さんが相談するのはすごく勇気がいります。うちの子少し支援が必要かも、普通の子と違うのかもと思うだけでつらいのです。それを誰かに相談するのはとてもつらい事です。そのつらい気持ちでやっと相談に行ったのに、「うちの課でないので他の課に回しますね」とか、また「うちの課ではありません」と言われたらお母さんはとてもへこむと思います。ここに相談すれば一発で済むところがあれば、お母さん達もとても安心するのではないかと思います。「違う課に回します」ということではお母さん達、とてもつらいということをお母さんの代表として申し上げたいと思います。

(小長谷委員)

うみの子センターの小長谷です。

相談の窓口に関してです。うみの子センターは療育の相談をやるところですが、主に保健福祉センターの保健師さんが頑張ってくれていると思います。

振り分けから、お母さんの最初の悩みを聞き、お母さんの気持ちをくんでくれた上でうみの子センターに紹介してくれたり、こども園さんに繋いでくれたり、よくやっ

てくださっているなと思います。それでも抵抗のあるお母さんは次の段階ということになります。保健福祉センターの保健師さんが頑張ってくれているという印象があります。

(柴山委員)

結局、どこに相談すればいいのか。どこでもオッケーですか。きらりさん、福祉課さん、どこでもオッケーですか。

(大塚委員長)

ここに行けばいいというところが、繋がってはいるけれども、ここに行けば絶対大丈夫という、中心的な、センター的な役割を果たすところが、静岡市の場合はまだないというところが、今後の課題ではないかと、私は思います。名古屋など大きな都市には療育センターがあり、そこを中心に、そこに行けば繋がっているという機関がありますが、静岡市にはそういうところがない、というのが私の印象です。もしかしたら違うのかもわかりませんが。

このことに関連して、あるいは別の件でもご意見ご質問があればお願いします。

(田形委員)

今の話と、全然逆の話ですが、もしかしたら自分の子供が少し支援が必要かなと感じてくれたお母さんはいいのですが、全然感じない方も中にはおります。

うちの子は全然普通です、もしかしたら、感じ取っているかもしれないかもしれませんが、あくまでの受容できないというか、その点で幼稚園の先生、保育園の先生、こども園の先生もご苦労されている方もいるのではないかと思います。健診で「少し支援が必要です」と言われても受け入れられないお母さんがいませんか？もし、そういうお母さんがいた場合のケアや、そんなときの手立てとしてどんなことがあるのか教えてください。

(健康づくり推進課 望月主幹兼係長)

静岡市健康づくり推進課の望月と申します。保健福祉センターの立場となりますが、保健福祉センターの中でも、1歳半や3歳の健診後に、支援が必要と感じてもそう訴えないお母様は、委員の方のご意見のとおり確かにあります。そこが非常に難しいところで私たちも何か課題をかかえているということ保護者がどこかで感じ取っているかもしれない、例えば生活習慣を身につけることで、うまくできない困難さがあれば、そういうところをきっかけにしながら、園に行っている子には「園の先生にお話ししてはどうでしょうか」とか、場合によっては、子育て支援センター等に、同行しながら、お子様の一番いい支援体制がとれる場所づくり、相談できる場所を見つけるというお手伝いをしています。発達相談を保健福祉センターでも開催していますので、医療にかかるのはハードルが高いなと感じている場合は、発達相談などをお勧めしています。本当に粘り強くという表現はおかしいですが、お母様の気持ちに添える

ようなかわりをしています。保護者の了解をいただきお母様とお子様の様子を見ながら良い支援策を子育て支援センターや、園の先生と連携を取って関わる様にしております。

(こども園課長)

こども園課ですが、今、お話しにあったようなことは園の中でもあるようで、なかなか先生方も障がいのことを勉強しているといっても医師ではありませんので、そう強くはお母さん方には勧められない状況もあり、そういう中では日々の様子を事実として、「お母さん、今日はこういうことがあったんですよ」ということを伝え続ける、その中でお母さんが感じてくれれば、こういうところに行ってみたらという案内をする形で、今、保健福祉センターでもありましたが、一朝一夕にはいきませんので、お母さんに粘り強く伝え続けることで、感じてもらうという努力をしているようです。

(大澤委員)

資料の2の3ページの「きらり」のデータから少し教えてください。東中学の大澤でございます。相談実績の中で、乳幼児からのパーセンテージが出ているが、学校からすると、その子どもさんの小さい頃からの情報が保護者と医療・行政・幼保小中と切れ目なく連携が取れている事は指導上必要と思います。ここでいうと4歳から6歳で23%、7歳から12歳で37%、13歳から15歳とちょうど私のいる中学校の年齢になりますが、23%、37%、8%で、実は継続して相談しているパーセントはわかるのでしょうか。相談件数はその年齢、年齢での区分になるというのは十分わかりますが、この中で継続して相談にきているという件数はわかるのでしょうか。

(前田所長)

複数回支援したのが、この「発達支援」という数になります。だからケースによっては幼児言語教室に繋いだり、医療機関に繋いで、そちらの支援がうまくいけば「きらり」での支援は終了になります。でもいったん終了になっても、小学校に入ってから新たな問題が出てきて支援にあたることもあります。いつまでも全員を追っていくことはしないので、お母さんの方から今の状況の中で症状があったり、相談したい内容があれば継続していきます。「発達支援」は一回だけの支援や情報提供だけではなく、繰り返し相談に応じ、その方が安心して過ごせるような内容、あるいはサービスの機関へ繋いでいく事をやっています。ケースによっては、3、4年も続くこともあるし、2、3回で終わるということもあります。

(大澤委員)

今日来る前にうちの学校の担当に、医療と学校と連携している、把握ができている数について聞いてきました。私のところの中学校全体で約800人の生徒がいるのですが、現在、12名で全生徒の約1.5%です。おそらくうちの学校と他の学校とそう大きな違いはないと思います。それが5パーセント、6パーセントになるというのはやは

りおかしいなと思います。小学校で把握されていた情報が中学校の方に情報提供される。ここに「すくすくファイル」がありその有効性はすごく感じます。その子の保護者の方が、中学校に繋いでいくには非常に有効なんです。ところがそうではないケースの方が非常に難しいケースなのです。その数値が先ほどの1.5%ということにさせていただくとありがたいのです。2つ目は家庭の状況、障がい認定が非常に難しい、DVあるいは虐待というような環境に伴ってそういう表れをしている生徒もいます。保護者の了解のもとに機関から機関への個人情報保護の問題もわかりますが、機関から機関への情報提供がスムーズにできることこそ、実はその子の成長にとって非常に重要であると思います。

(前田所長)

では、一言、補足させていただきます。

今、乳幼児健診でほしい25%の子供が何らかの気になるというものを持っているということになります。文科省の統計では、小学校一年生では10%、小学校六年生や中学校になると6%とか5%の子供たちが何らかの気になる発達障がいを持っているということになりますが、早期に支援された子供たちの場合は、場合によっては途中から支援級に移ったり、早期に発達教室に通ったりして、問題が非常に軽減され困らなくなるということもあります。早期には発見されず、10歳になってから、あるいは中学校になってから発達障がい特性が症状として表れてくることがあるので、その辺のところは小さい頃から追っていったケースは、これから「すくすくファイル」を用意していくというケースになるとと思いますが、年齢が上がってくる中で初めて表れてくる子供達というのはやはり学齢期、教育委員会や学校の方で見つかっていく、そこを連携していくという事になっていくのかなと思います。

(大塚委員長)

今のご質問、ご意見というのは、繋げる仕組みづくり、今回のライフステージごとに支援を繋げていくという大変重要なポイントとなりますが、ひとつ小林委員に質問したいのですが、先生のところ（静岡県立こども病院）では、18歳まで診られていると思いますが、データの的には幼児期、小学校、中学校とだんだん発達障がいの疑いのある子というのはパーセントは少なくなるのですが、それは症状が軽減されていって当てはまらなくなるのか、それとも、先生のところには相変わらず通ってきているのですが、学校にはそういう状況が伝わらなくなるのか、先生の印象でいいのですがいかがでしょうか。

(小林委員)

印象でいきますと、発達障がいという言葉はずっと使われていて、障がいという言葉は回復しない能力の欠損ということが基本的にいわれています。ですから一生目が見えないのは一生目が見えないという状態が続くのが障がいの意味ですが、発達障がいは変化する障がいだと、私は思っています。特に自閉症スペクトラムというのは人

とのやり取りがうまくできないという事が中心にあるので、いい環境といいですか、苦手なのは苦手なので、平均的以上にはできないが、それなりに、いい先生に会うとその人の悪いところを指摘するより、ここまで出来るねという形で見てくれる先生に出会うと、やりとりを増やしていけるわけです。脳というのは色々な経験を蓄えて変化させることができる器官なんです。ですからいい経験をしていくとそれが、次の場面でも使えて、実際私は解消していると思います。自閉症スペクトラムは特に解消しにくいのですが、多動性の子というのは多動のところは落ち着いてくるし、もともとADHDというのは好きなことには集中できるので、そういう中でみんなが認めてくれるものが出てくるとどんどん知ろうと率先するようになります。本人自身が年齢とともに改善するので実際私は減ると思います。ただその環境が非常に悪いとトラブルがおこる、ですから大きくなってから出てくるのはひとつは本人の対人能力はそんなに高くないが、小さい時はみんなの中で上手に先生が扱ってくれて自分で他の子と交渉することがないが学年が上がってきてグループ活動が難しくなってきた、少し大変になる仕組みと、先生の扱い方が違うので先生が変わったとたんにうまくいかなくなるというタイプがいます。それはだいたいはその子のいいところを見ようとするか悪い方を見てやめなさいという指導をするかという基本的な教育スタイルの違いが効いているなど私は思います。ですから外来で親を通してこうしてくださいということを経験する時には直接医療機関と教育機関がやり取りすることもありますし、親を介していつでももらうこともあります。基本はすごく簡単で、「こうしちゃだめだよ」というよりは「こうしよう」ということしか私は外来では言っていないのですが、こうしようという時はいいことしか言いません。「ちゃんと育てているよ」とか「先生も見て」とか。「こうしてはだめだよ」という時は、「よそ見してはだめだよ」とか「歩いてはだめだよ」というわけです。同じようなことですがやはり「だめ、だめ、だめ」といわれた子はだんだんいじけてきますので、その蓄積が何年も、数年続くとだんだん自分はどうせダメな子だというふうに思い出し、そこからイライラからきれやすくなり、それをおこさないでいい方に回していけば、本当に重い子は大人になってもしゃべれないという子もいるし、全ての子が普通の社会人にはなれませんが、かなりの人がそれなりにちゃんと適応できるようになると思っています。ということで答えは本当に変わったと私は思っています。

(大塚委員長)

小学校の時は来ていたが、状態が良くなってきたので中学校では来なくていいよという子も先生のところ(県立こども病院)にはいらっしやいますか？

(小林委員)

はい、おります。

(森山委員)

先程、成人のご相談が多いということが話題になりました。来年の課題ということ

ですが、成人期の対応で気がかりな点がありますので、発言させていただきます。

静岡医療福祉センターの森山でございます。私のところでは平成19年に静岡市からの委託を受けて、「きらり」を開設しましたが、開設した当初から気になっていることがございます。相談に来る子供達がいずれ大人になるということでもあります。今、小林先生からお話しがありましたが、全てのことが解消されることではないので、大人になるにつれて、色々な問題や法的な問題をもつ子供たちが増えてくるということも事実で、この支援センターに集まることになります。子供のうちはいいのですが、大人になった子供達の相談に誰がのるのか、あるいは誰がのってくれるのかという事が開設当初から心配になっておりました。「きらり」からのデータでは全国的には成人の相談は平均50%を超えているということでしたが、これは心配しているとおりの大人になって困っている人が多いということを示しているのだと思います。静岡では15%ということで、いずれこれが50%を超える成人の相談者であふれるということも危惧されます。本日の会の資料を拝見しましたが成人期の支援に関しては、資料1の2ページに成人期の連携の充実と記載されております。それも発達障害者支援センターの充実という項目のところに記載されていますから、この役割を担うのは静岡では「きらり」という事を意味していると思われまます。現時点でも手に余る状態ですから、今後本格的に成人の相談者が増えてその対応にあたるということになると、現体制では不十分だと思います。現場の疲弊が予想されます。今後が増えると予想される成人期の対応については、マンパワーの充実、向上を期待したいなと思います。

(大塚委員長)

成人期については今後検討することになりますが、前田先生からも成人期の重要性をご指摘いただいておりますので、支援の枠組み、また、どんな支援が必要なのかも含めて具体的な提案をいただければと思います。今、お話しがありましたように、「きらり」だけで担うのは非常に難しいので、どんな形で、どんなところが担っていくのかという事を次回までに検討していただくという事にしたいと思います。

では他にご意見がございましたら、お願いします。

(木原委員)

今のことを聞いて申し訳ないのですが、皆さまご存知のことですが、去年は就労のことで、発達障害者支援法が10年ぶりに改正されるだろうと、今の通常国会に提出すると議員立法で賛成している議員がすごく多いので、多分上がるだろうと、そういう行動が出ています。その改正内容は、今までは幼児期とか就学の低学年の対応についてはある程度すすんでいるが、実際には就労機会の確保の問題や、高校になってからの情報共有、個別指導計画等の取り組みが進んでいないので、法律が出来れば行政としても、そこを重点的にやることになると思いますので、なるべく早く、事務局で計画をしていただいた方が、これが出てから、何年後かに静岡でやりますよではなく、ある程度、早め早めの対応をしていただきたいと思いますと考えております。

(大塚委員長)

今日は静岡県発達支援のための基本指針ということで、委員のみなさま方から、それぞれのお立場で、色々なご意見をいただければと思っておりますが、どうぞ忌憚のないご意見をこの場でいただければと思います。

(杉山委員)

この会の最初に、色々な支援があると、この資料の3-1の横並びのものを見させていただきました。色々な支援先があって、最初にどこに行ったらいいのかという事も含めて考えましたが、最初、赤ちゃんとして世に出て来た時、3歳児健診あたりまで関わるのは、お医者さん、保健師さんかなと思います。小林先生のところに繋ぐ段階で、お医者さんだったり、保健師さんだったり、園の先生だったりの声があり、そういう専門家のところに定期的に通うのだらうなと考えると、そのお子さんが、成人になっても、ずっと先まで、無理かもしれませんが、同じような方が、いつも関わっていけるシステムがあればいいのにといい、話を聞いていました。保健福祉センターのようところが、学校時代にも関わり、それも高校生になっても関わるようなシステムがあれば、継続して、小さい頃からのデータがそこに残っていたり、これから指導計画とか支援計画を作る時にも、その方達が参画していくという事ができるといいなと思いました。

昨年11月にイタリアに行ってきました。あちらは日本と全然システムが違い、障がいのあるお子さんも通常の学校に通うのが当たり前です。分けてはいけないのです。でもそれがなぜ可能かという、その支援のシステムがしっかり出来ているからだと思いました。例えば、知的障がいのお子さんが通常学校に行くのが本当にいいのかというのは別にして、教員の人数であったり、支援体制が整っているというところも含め、やはり保健福祉センター的のところ、継続して関わっていけるシステムがあるからだというのは今、皆様のお話を聞いていて、思いました。そこがないと中々この横並びのいっぱい事業が、それぞれは頑張るけど、そこを利用できないような、こぼれて行ってしまう人達が生まれなための仕組みが必要なんだと、解決策は難しいが、思いました。

(田形委員)

すみません、また話が戻ってしましますが、大人の発達障がいの事が先程出たので、常に思っていることを、発言させていただきます。

当事者団体がこんな事を言うのも変ですが、うちは本当は知的障がいの会ですが、お子さんたちの若いお母さんの中に、もしかしたらお母さんが発達障がいかなという事が結構増えてきました。話が伝わりにくいという傾向があります。何か言うとそのについてものすごく反発して来たり、自分の考えを絶対に曲げなかったり、他の人の事は聞かないお母さんが結構います。大人の発達障がいというのは、こういう事なのかなと思いますが、まさかその人に「お母さん、発達障がいがありますか？」とは言えません。多分そのお母さん自身も今までそんなに困らなかったと思います。でも障

がいのあるお子さんを育てているお母さんですので、余計に困るのではないかと思います。

(前田所長)

今、どのような症状なのか、困っている事柄は何か、その子に対してどんなふうにしたらうまくいくかということをおアドバイスしてくれるところへ繋いであげたらいいのではないのでしょうか。

(田形委員)

アドバイスできるところに繋げてあげても、その対応が気に入らないとへそを曲げてしまいます。どうしたら、いいのでしょうか？

(前田所長)

それは発達障がい特性に合わせた支援がチームで充実していくことなので、そのために私達が人材育成や研修会、巡回相談などで、そういうところを回っているの、そこを充実させていく事になると思います。

(田形委員)

それは大人の方に対しても行っていただけますか？
子どもだけ行っていただけるのですか？

(前田所長)

そう、今漠然とした内容で、その方がどんなことで困っているかということですね。そういう意味では、例えば、地域によっては、地域包括支援センターが成人期の発達障がいの方々の相談に応じる場所になっているところもあれば、発達障害者支援センターのようなところでそういうことを担っているところもあります。法律も変わり、場合によって成人期の支援をもっと充実しなさいというところで、予算化されれば、そういう方々を支援していただける場所を今後作っていく必要があるのではないかと思います。

(田形委員)

ありがとうございます。もうひとつレインボーズーンという言葉はものすごくいい言葉だと思います。グレーゾーンというと何かビジョンとしてしまうけど、パステルゾーンでした、夢があるとかあまりシュンとならない言葉なので、広めていただけるといいなと思います。

(小林委員)

私達は基本的には外来で親子と話をし、診断し、こうしたらどうでしょうと、伝えたり、時にはお薬を使って医療的対応をしています。あるいは10年位前からペア

レントトレーニングというものをやっています。外来で「こうしたらどうでしょう」と言っても、みんなができるとは限らないのです。「いいところを見てください」と言っても、やはり見づらいのです。どうしても子どものマイナス面ばかりが気になるという人は多いので、これだけでは埒が明かないということで、親6人くらいに集まってもらい、実際に練習してできるようにしようという事をしていました。その時に思ったのは宿題をやってきてください、みたいなことを義務にしますので、いわゆる教育指導的な部分があります。

実際にやればある程度できますから、外来で話を聞くだけよりいいですが、親同士が自分の子はこうだと話すわけなのです。そういう場では、それを聞いてあの人はいったとか、この人も困っているなど、自分だけではないという点で、安心感を得て、親に少しゆとりができるのです。それで頑張れるということがあります。児童発達支援事業所に人が集まった時に、親同士がそういう話ができるかどうか、できたらきっとプラスになると思いますが、保育園などでは、困っているという話ができている気がするのです。他の人達もたくさんいるし、話しにくいのです。児童発達支援事業所でしたら、みなさん同じ気持ちで来るので、お母さん同士で話が出来ていると思いますが、それは出来ているのでしょうか？

(大橋委員)

はい、しています。やはり自分の子どもに障がいがあると分かった時点で、でもそのつらさを、逆にそういう場を設けないと、隣の、同じように通っているお子さんも、障がいがあるから通っているけれども、お母さん達はすごくデリケートで、聞かないということも確かに多いです。「いこいの家」の中にも「あなたのお子さんの障がいは何？」みたいなことは、やはり自分に持っているだけに、相手を傷つけないとして、聞かないのです。本当にデリケートな問題ですので、なるべく多くそういう機会を設ける形で、お父さんも引っ張り出して、話す機会を多くしています。それと「いこいの家」は肢体の重症心身障がい児のお子さんのグループもあるので、そこのお母さん達も、「一生付き合っていくんだよ」「大人になるまで一緒に頑張ろうね」という形で、とても仲良く、みなさん本当に支えあっているなという印象を受けます。それと繋がるという部分なんですけど、平成25年度からこういう発達支援、福祉の支援を使うためには計画を立てないと、利用できないという事になりました。私達のところも児童発達支援センターなので、障がい児相談支援の部分があります。私も「いこいの家」のおこさんが学校を卒業しても、18歳まではずっと計画を立て続けます。福祉の場合は大人になっても事業所を使うので、縦に繋がります。繋げるための計画ですから、計画相談ということで、ずっと繋がっていきます。その子の発達を見ていけるという事は、今、大人になってこういう事に困っている、私は古いものですから、3歳の時のあの子が今、30歳になり、こうなったよという事を見ることがあるので、ずっと関わりを持ちながら、この計画が始まった事で、繋がれるなという事を思います。それからこれが始まってまだ長くはないので、先程、大澤先生がおっしゃったように、どれだけ医療に関わっているかという事が、逆にこの関わっていた子が、大き

くなった時どうなっていくのかという事を見ることが出来ます。児童発達などに関わった子達は発達障がいがあったとしてもこのようにのびのび育っているとか、そういうことが分かるというのと、長く勤めていると、その繋がるというところで、いつも思っています。

(小長谷委員)

うみのこセンターも母子で通ってくる場所ですから、私達が話をするよりお母さん同士で話をする中で、色々受け入れていく場面があります。うみのこセンターの中でシンデレラクラブとあって、私たちが一切入らずに、お母さん達だけの話し合いの場を月に一度くらい開きますが、そこで今までなかなか受け入れなかったお母さんが、受け入れて、先輩のお母さんから、「療育手帳を取得すると便利だよ」等の話をもらい、「では、取ろうかしら」等、そのようなお母さん達もいたりするので、お母さん同士の繋がりとは大事だなと思っています。

(稲葉委員)

まだ、一言もしゃべっていないので、声を出してから帰ろうと思います。

隣にいらっしゃる小長谷先生は、うちの子が3歳位の時、泣きながら相談に行ったところで、ずっと「うみのこセンター」にいてくださるものですから、今日お会いできましたし、隣にいらっしゃる大橋先生も子どもを通して、その場、その場でそれぞれずっと見守り続けてくださった方です。こうして同じ職場にずっといてくださるのはすごいありがたいと思います。先程、杉山先生がおっしゃってくださいましたが、一生を通して、この人に相談すればという方がいてくださったら、どれだけ心強いかな。

幼稚園に入る時、小学校に入る時、中学に上がる時、高校に上がる時、就職する時、その都度、また一から説明します。一から説明するという事を繰り返してきました。そして、こういう福祉に関わる、程度の重い障がいを持ったわが子なので、それでもすごくいい先生に巡り合えたり、その都度救っていただいた覚えもありますが、そうではない、大澤先生がおっしゃったような普通中学に上がっていくような子達、それから環境の問題が今すごく深刻だなと思います。社会全体がその子達をどのように支えていくのか、親の貧困だったり、それから成育歴がどうなのかという方達がありますが、その辺の問題はとても根深いと思います。そういうことも含めて来年度、成人の話をするわけですが、悩みをまだいっぱい抱えておりますので、お話しできればいいなと思います。

(大澤委員)

先程の続きのような話になってしまいますが、小林先生の方から、乳児期からだんだん障がいの程度が軽くなっていったり、クリアーできる子ども達もいるだろうとお話しがありましたが、中学生になると確かにそうだなと思います。小さい頃は非常に多動傾向があったとしても、中学校になるとそういう傾向はかなり少なくなってくる。環境が変えたのか、その子の中の自助努力で変わったのか、それはわかりませんが、

おそらく将来困るだろうなというパーセントが先程言った1.5%に近い数値であろうと思っています。それ以外の子どもたちというか中学生が高等学校に行くのもひとつの大きな壁ですが、特別支援学校に行くのも大きなハードルです。おそらく生涯に渡って困るだろうという子ども達はその数値くらい、それは自力で生きていける力がない、支援がとても必要であるというパーセントがそのくらいになっていくのかなと思います。ただそれははっきりした数値ではないので、生涯に渡ってライフステージをまたがり、支援が必要とされる子を早期に見つけてそこをサポートしていくということが実は将来的にすごく大事だと思うのですが、どうでしょうか。

(小林委員)

また、質問ですが、私達は子どもの時期しか関わらず、18歳になり必要になると、どこかに紹介したりするし、そこで終了することになります。やはりそこから先が本当は大事なのだろうなと思っています。社会に出て何らかの仕事ができるかという事が、そこからの人生すごく長いわけですから。来年度、成人を中心とした事を検討されるという事ですが、そういうことの準備になるかもしれないと思うので、現在、子ども達の職業に関わられている方から見た時に、どういう事がその前に出来ていけばいいのかということのご意見があったら、ぜひ、木原先生、中根先生、那須先生に伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(中根委員)

ハローワーク清水の中根です。我々ハローワークは働く事についての相談支援をさせていただく機関として、働く準備として、仕事の理解とか、働くための体力とか、一日8時間働く事等、中々大変な事でありますので、そういう基礎的なところが備わっているというのがやはり、必要だなと思います。やはり働くのは大変でありますので、半日から出るとかそういうところから、一つの事に時間をしっかり向き合って、過ごせるという事を身に付けていく事も必要かなと思っています。

先程、那須委員のところや、乳幼児期のところでも、色々な機関が色々な事業をそれぞれ分担して、やっているとありましたが、やはりコーディネート的な役という中で、反省点というところで、発達障がいに関わらず障がいのある方の支援でハローワークを利用する方については職業センターをはじめ、関係機関、センターさんにおいてはやはりハローワークが中核を担わなければいけないということで、改めて反省し、気を引き締めるという事。働く準備としては先程言ったようなところがあればいいのかなと自分は思います。

(木原委員)

個人的な感想になってしまいますが、来月、特別支援学校と支援学級の就職激励会で、それぞれの夢を叶えるために、一歩踏み出す力をつけましょう、親とか先生はそのためのアドバイス、後ろからゆっくりと背中を押してくださいという事を言うつもりですが、発達障がいをお持ちの方には、特定の事に優れた能力を示す人なども

います。ですからその道で行けるものがあれば、本当はそれが一番幸せなので、まずそれは本人が何をやりたいのか、コンピューターが得意ですよ、絵を作るのがすごく好きなんですよという方、何々を覚えるのがすごく得意とか、そういう事があれば、それを活かせる職業選択をさせて、失敗しても今の世の中いくらでもチャンスがあるので、若い人達にはこれから、40年、50年まだ先がありますからね、いくらでもやり直すためのチャンスを今度は親や先生が、また我々行政が、備えてあげましょうとそういうつもりで子ども達とか父兄にはいつも言っています。

(那須委員)

職業センターの那須でございます。

今日この場を伺う直前まで、成人期の発達障がいの方と面接というか相談をしておりました。非常に難易している相談の相手で、2次障がいが強く出ている、ですから発達障がい本来の部分とそれから2次障がいの両方をどのように我々がサポートしていくかというところで苦勞しているケースでございます。まず若い時と申しますか就職の年齢にいくまでに何をやってもらいたいのかという事を、2次障がいにならないような、これは本人ではなく周りの人のサポートに尽きますが、まずここを乗り越えていただくと実はその後はかなり就職支援も体系化されてきておりますので、発達障がいの特性を持っている方でもこのような側面から支えていけばうまくいくという事はかなり培われてきているかなとは思っています。そこで2次障がいが出てくるとやっぱりしんどいなという思いはしております。もう一点は一般高校あるいは大学に進学された方が我々の支援を求めてくる例も最近増えてきていますが、やはり職業体験とか一日何か作業をやりましたという経験が圧倒的に少ないと思います。特別支援学校と比べるともちろん仕事の勉強をする時間はあまりないですし、アルバイトの経験すらない方も結構いらっしゃいます。つまりは経験を通じて学ぶというのは彼らにとっては一番いい、座学というよりは経験で学ぶというのがいい形で当てはまるのですが、その経験がない事によって、やはり深みがなかったり、世の中の理解も表面的だったりというところで実社会に出て適応できないというところがあります。なかなか一般高校では勉強が、座学が中心ですから、職業経験するのは難しいのですが、例えばご家庭の中でも、うちにも子どもいますが、お手伝いとかあまりやらせないで、家族の中でも役割をきちんと作って、それを達成していく責任感とか、感謝される気持ちとか、そういう社会の縮図みたいなものをお父さん、お母さんもがんばって、作り出してみんなに感謝されることや、自分がさぼるとどれだけ周りに迷惑をかけてしまうのかという、そういう小さな積み重ねをしていく事も必要な場面ではなかろうかと思っております。何とかそのあたりをうまく養っていただくと成人期、我々の出番かなと思っておりますので、学童期の部分ではそういうところをお願いしたいかなと思っております。

(大塚委員長)

他にご意見等ございますか。

ないようでしたら、本日の議事をここで終了したいと思います。委員の皆様におかれましては、円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。

これにて本日の議長を退任いたします。

(司会)

大塚委員長、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。

本日、委員の皆様からいただきましたご意見につきましては、今後、静岡市の発達障害者支援施策において十分に反映していきたいと考えております。また、本日の内容を含め、何かご意見、ご質問等ございましたら、静岡市事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

これにて、平成 27 年度 第 2 回静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会

(午後 4 時閉会)